

「パソコン・モニター及び iPad の購入にかかる請負」仕様書・実施要領

- 1 内 容 パソコンの購入に関する請負
- ①デスクトップ型パソコン 9台
 - ②ワイドモニター 9台
 - ③ノートパソコン 6台
 - ④モバイルパソコン 2台
 - ⑤iPad 2台

- 2 設置機器の条件 導入する機器は、下記の条件を満たすものであること
構成内容は下記のとおりである

(1) 設置機器・台数

①デスクトップ型パソコン ②ワイドモニター

項 目	内 容
O S	Windows11 Pro
C P U	Core-i5 第13世代
メモ リ	16GB以上
S S D	256GB以上
D V D	DVDスーパーマルチ
O f f i c e	Office Home & Business 2024 DA版
モ ニ タ ー	23.8型以上のワイドタイプモニター
リカバリ媒体	ストレージの領域とは別でリカバリ媒体が最低1つ付属しているもの
そ の 他	USBポートが最低3ポート以上あること
台 数	①デスクトップ型パソコン 9台 ②ワイドモニター 9台

②ノートパソコン

項 目	内 容
O S	Windows11 Pro
C P U	Core-i5 第13世代
メモ リ	16GB以上
S S D	256GB以上
D V D	DVDスーパーマルチ
O f f i c e	Office Home & Business 2024 DA版
リカバリ媒体	ストレージの領域とは別でリカバリ媒体が最低1つ付属しているもの
そ の 他	HDMIポート必須 USBポートが最低3ポート以上あること 無線LAN対応 15.6型
台 数	6台

③モバイルパソコン

項 目	内 容
O S	Windows11 Pro
C P U	Core-i5 第13世代
メモ リ	16GB以上
S S D	256GB以上
O f f i c e	Office Home & Business 2024 DA版
そ の 他	HDMIポート必須 USBポートが最低3ポート以上あること 無線LAN対応 14型
台 数	2台

④iPad

品名：Apple iPad mini MYH33J/A

台数：2台

(2) 設置機器の条件

- ①新造機であり、メーカーの現行カタログに掲載商品であること（中古機は不可）
- ②本体及びその他すべての付属品は、指定する場所に納品すること。
- ③エコマーク取得商品であること

(3) 設置・調整作業

- ①初期セットアップを行うこと
 - ・オフィスのインストール及びライセンス認証
 - ・Windows アップデート最新版のインストール

(4) 作業内容

当会1階事務所へ同時に納品すること。

3 納入期限 令和7年10月31日（金）まで

4 納入場所 鶴見区在宅サービスセンター
所在地 大阪市鶴見区諸口5丁目浜6番12号

5 その他

- ・落札者への支払いが銀行振込の場合にかかる振込手数料も含まれます。
- ・本仕様書の質疑については下記担当者へ連絡してください。

- 6 参加申請
- (1) 申請期間 令和7年8月29日(金)午前10時～9月11日(木)午後5時まで(本会ホームページにて公開)
 - (2) 提出書類 入札参加申請書(様式1)
 - (3) 提出方法 本会へ持参または郵送にて提出してください
 - (4) 申請確認 申請書確認後、「入札指名通知書」を送付します
 - (5) 質問事項 仕様書に関する質問事項については、本会まで問合せしてください
- 7 応札方法
- (1) 入札締切 令和7年9月18日(木)午後2時(必着)
 - (2) 入札書の提出 期日までに、入札指名通知書と見積書、機種の情報(パンフレット等)を封筒に入れ、封をし、本会に持参または郵送にて提出してください
 - (3) 見積書
 - ・総額(消費税込みの金額)
 - ※入札額には以下のものを含めること
 - ①本体(オプション機器含)
 - ②本体に取り付ける初期消耗品
 - ③搬入の代金
 - ④初期セットアップ費用を含む
 - ・A4サイズ程度のもの
 - ・見積書の様式はありません
 - ※入札後の金額の変更を認めない。但し、公租公課の改定など入札者の責によらない場合を除く。
- 8 開札方法
- (1) 開札日 令和7年9月19日(金)午後2時
 - (2) 場所 社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会
鶴見区在宅サービスセンター 1階事務所
 - (3) 決定方法 入札書を開封し、予定価格以下で入札金額が最も低い業者で有効な入札を行ったものを落札業者とします。最低価格が複数の場合は、該当者のみで再度、応札を実施します。応札方法は該当者のみに通知します。開札には必ず立ち会う必要はありません。
 - (4) 入札辞退 一般競争入札を辞退される場合は、担当者へその旨申し出るとともに、辞退届(様式3)を提出すること
 - (5) 入札の無効 次のいずれかに該当したときは、無効となります。
 - ・入札参加資格のない者がした入札
 - ・入札期限までに提出されなかった入札
 - ・入札者の記名押印のない入札

- 同一入札について、入札者及びその代理人が2つ以上の入札をしたときはその全部の入札
- 同一入札について、入札者及びその代理人それぞれ入札をしたときはその双方の入札
- 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- 入札に関し不正な入札行為を行った者がした入札
- 再度の入札については、前回、最低入札金額以上の金額でした入札
- その他入札に関する条件に違反した入札

- 9 一般的事項
- (1) 契約者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
 - (2) 納入後、速やかに職員対象の取扱説明会を実施すること。
 - (3) 物品に関する日本語マニュアルは、付属または別売りにかかわらず必ず納入すること。
 - (4) 一般競争入札の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
 - (5) 搬入、設置・作業費用等入札に係るすべての費用を含めた金額で応札すること。
 - (6) この一般競争入札を行う場合に遵守すべき事項は、「入札指名通知書兼入札指名通知事項」による。
 - (7) 本業務の全部または主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせではない。
 - (8) 本仕様書に規定されていない事項または解釈に疑義のある事項については、本会指定期日までに担当者に確認し、承認を得ておくこと。
 - (9) 大阪市、又は、大阪府の入札参加資格を有していること。
 - (10) 開札後落札までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
 - (11) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

10 連絡先

社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会 担当 奥保

住所 大阪市鶴見区諸口5丁目浜6番12号

電話 06-6913-7070 FAX 06-6913-7676

特記仕様書

1. 暴力団等の排除について

(1) 契約業者（以下 乙という。）が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者（以下「入札等除外措置を受けている者等」という。）に、この契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。

(3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。

(4) 乙は(3)に定める報告及び届出により、当区社協が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(5) 暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。